

□第73回委員会(H20. 2. 20開催)以降の会議開催経過について

種類	回	開催日	時間	場所	議題次第	結果報告
委員会	第 73 回	2008.2.20	15:30～ 19:30	みやこめっせ	1)淀川水系河川整備計画原案に関する総括的な審議 水需要管理 2)淀川水系河川整備計画原案に関する総括的な審議 計画策定 3)その他	P2
運営会議	第 93 回	2008.2.25	10:00～ 12:00	メルパルク 京都	1)今後の委員会の審議内容について 2)その他	P4

開催日時 2008年2月20日(水) 13:30~20:15

場所 京都市勧業館 みやこめっせ B1階 第1展示場 B面

参加者数 委員18名、河川管理者(指定席)21名、一般傍聴者(マスコミ含む)167名

1. 決定事項

・流域委員会の議論をより明確に積み上げていくために、現時点での意見書を作成する。委員長と副委員長が意見書のたたき台を作成し、次の第74回委員会(3/11)に提出し、議論を行う。

2. 報告: 庶務より、第72回委員会以降の会議開催経過と滋賀県・京都府から委員会への依頼(原案に対する委員会の意見がまとめられ、ご説明をお願いしたい)について報告がなされた。

3. 審議の概要: 委員より、意見発表がなされた後、審議がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

1) 原案に関する総括的な審議 水需要管理について

- ・大阪市長と面談し、大阪市の水利権と取水実績についてお伺いした。市長からは「水利権と取水実績の乖離は認識しているが、将来的な必要性を懸念している。水道局と検討したい」とのお話だった(委員長)。
- ・「水」という商品と設備投資規模の適切な関係は、水需要予測から導き出せる。水道事業の統合等によるコスト削減も可能。節水型社会の実現に向けて「水需要管理」という理念を提言していくべき。
- ・常設の渇水対策会議を立ち上げないと水需要管理の具体的な案は出てこない。また、異常渇水対策容量は、BSL-1.5mを守るためではなく、BSL-2.0mを下回るような大渇水に備えるための対策であるべきだ。
- ・河川管理者は河川整備計画の権限は持っているが、水需要抑制による影響リスクには責任が持てない。これが「河川管理」から「流域ガバナンス」に転換していかなければならない理由だ。水需要抑制は産業の新しい展開(淡水化技術等の発展)にも繋がっていく。水需要抑制をやっていくという強い姿勢が必要。
- ・水需要を減らすための努力を具体的に示してもらいたい。また、水供給予測は、広域的な気象変化(降水量の減少)に限定した議論になっているが、降水パターンや河川への流出量からの説明も必要だ。
- ・現在の水需要に対応するためには、ダムしかないのか。水需要管理でまかなえないのか。河川管理者には強い調整に取り組んでももらいたい。また、あるべき水需要量も考えないといけないだろう。
- ・大阪市の水需要は30年間下がり続けており、水利権を見直さなければならない状況にある。原案では委員会の意見を反映した理念をうたっているが、実際は新規水源の確保を行おうとしている。
- ・整備計画原案は、今後20~30年間の計画であるにも関わらず、情緒的で具体的ではない。水が足りていない一部の地域を取り上げて水需要が逼迫していると説明されても説得力はない。
- ・住民と行政が共同で水需要管理に取り組んでいかないといけない。そのための場が必要。
- ・原案には「河川のダイナミズムを維持するために自然流況を意識した水管理を目指す」という立派な理念が書いてあるが、それを実現していくための「指標」と「プロセス」がない。水位操作の試行の科学的な評価も十分ではない。科学的な評価を行い「指標」を開発する必要がある。
- ・地方都市の産業の発展には水需要が大きく関わっている。国が地方自治に踏み込んで、市民に節水を強いることができるのか。大きな方向性としてならよいが、短期計画には責任の持てないことは書かない方がよい。原案には政策としてできることを書くべき。
- ・メリハリのある水需要管理が必要。無用な水需要は抑制すべきだが、水需要が増えそうな部分にはフォローも必要。また、水が十分にあるときは、住民が豊かな水の恩恵を受けられるような管理をしてもよい。
- ・利水者は、水需要がないのであれば、貯水施設から撤退すべき。撤退にあたっては政策的調整を活用すればよい。危機的な災害が発生した際の水の配分システムも検討しておいて欲しい。
- ・「原案の理念はよいが、具体的な施策がなく、説得力もない」というのが委員の共通意見だった。川上ダムの新規利水の全てでなくとも、一部でも水融通できれば、ダムによる負荷は減る。天ヶ瀬ダムの暫定水利権の振替についても提案がなされているが、原案にはそういったチャレンジがなく、そのための努力も見えてこないのが問題だ(委員長)。

2) 原案に関する総括的な審議 計画策定について

- ・一般傍聴者から、「現地の住民しかわからないことがある。住民と委員で討論する機会が必要」「河川管理者は住民への説明責任が果たせていない。住民の参画を喜んでいない」「原案の説明がきちんとされていない。自治体等への報告内容も公開されていない。原案に反映した意見と反映していない意見を明確にすべき」「河川管理者が実施した住民説明会のやり方が妥当かどうか、審議して欲しい」「委員会に住民の意見聴取をして欲しかった。委員同士の議論、委員と河川管理者の議論が必要」「委員の意見は、感想どまり。委員同士の議論がない」「自治体も意見を述べてはどうか」といった発言がなされた(例示)。
- ・これまでの審議によって、十分な意見が積み重なっており、河川管理者は原案を改訂できるのではないかと。一度の改訂では納得できなくとも、何度か改訂を繰り返せば、緩やかながらも合意ができていく。
- ・これまでの委員会はダム事業継続を要望する住民のご意見をどうお聞きし、意見書に反映してきたのか。
 - 現地にお伺いし、現地の方からご意見を伺った他にも、対話集会を開催してご意見を頂いた。これまでの意見書では「移転住民への配慮」や「水源地域整備への配慮」について述べている(委員長)。
 - 意見書に反映されなかった住民のご意見も河川管理者に届ける必要がある。
- ・第三次委員会では、意見のキャッチボールによって、委員と河川管理者の信頼関係が深まったか。個

- 人的には、キャッチボールをすればするほど、不信感が高まっていったと感じている（委員長）。
- ・第一次委員会や第二次委員会では「みなでよい川をつくる」を目標にキャッチボールができていたが、第三次委員会では、河川管理者には守るべきものができ、キャッチボールができなくなった。河川管理者はキャッチボールをする気がないのだから、委員会は河川整備計画原案に意見を述べればよい。
 - ・ダム以外にも事業はある。琵琶湖水位の試行操作は、委員会と河川管理者のキャッチボールがあったからこそ実現できた。委員会は、「是々非々」でやっていけばよい。
 - ・河川管理者は、結論ありきではなく、委員会の意見を踏まえて、原案を変更するのか。枝葉末節的な部分だけではなく、根本的な部分の変更にも対応していくのか（委員長）。
→河川法の手続上、整備計画の案をつくるためにご意見を聴く。そのために準備したのが原案だ。「こう変えるべき」「こう工夫すべき」といったご意見を出してもらえれば、どう反映できるかを検討できる。委員だけではなく、住民や市町村長、知事のご意見を全て含めて、判断する（河川管理者）。

3) その他

①河川利用・維持管理、平成14年の堤防設計指針および越水対策の事業費について

- ・河川利用については、原案は適切な内容になっている。
- ・下流域で琵琶湖淀川水系の恩恵を感じるためにも、淀川から御堂筋へ水を引く社会実験や大阪市内と淀川を結ぶ舟運について検討して欲しい。
- ・原案の「上下流連携」の内容は乏しい。森林保全のための上下流連携や下流の水利用者による上流への支援といったものも盛り込む必要がある。
- ・整備計画は事業計画なので、10年ごとの整備手順を示すべき。また、猪名川下流が戦後最大洪水対応でよいのか。余野川ダムについても議論をすべき。
- ・平成14年の堤防設計指針から耐越水堤防が削除された理由は「技術的な機能が担保できない」とのことだが、それは、これまでの説明と全く同じだ。また、前回の委員会で「原案に越水対策を盛り込むべき」という意見が多数出していたにも関わらず、従来の説明と同じで、新しい対応が示されなかった（委員長）。
→耐越水堤防の研究も行っているようだが、継続性がない。継続性を持って、研究を行うべき。

②今後の委員会の進め方について

- ・このままの状態では、実りある議論ができないのではないかと。河川管理者から原案の第2稿を出してもらうためにも、これまでの河川管理者の説明の範囲内で、現時点での委員会としての意見を述べる必要があると考えている（委員長）。
→委員の個人意見なら出せるだろうが、委員会としての意見書をまとめるのは不可能ではないか。
→少数意見を付記するのであれば、意見書を作成してもよい。
→意見書の作成に賛成する。意見書をつくる「作業」を通じて、委員の議論も進む。
→年度内を目途に河川整備計画を策定する目標は変えておらず、出来るだけ早くご意見を頂きたい（河川管理者）。
→意見書をつくる作業を進めたい。結果として、委員個人の意見集になるかもしれないし、意見書がまとまらず、さらなる審議が必要ということになるかもしれないが、まずは意見書のたたき台を作成し、次回の第74回委員会に示したい。意見書のたたき台は、委員長と副委員長で作成する。委員には委員会の1～2日前に事前に配布する（委員長）。

- #### 3. 一般傍聴者からの意見聴取：9名の一般傍聴者から「河川管理者は不正事案等についても報告すべき」「水需要管理については、河川管理者からも数字等が示されてきたので、今後も審議して欲しい」「上野遊水地へ遊水させる方法はいろいろある。根本的に検討して、遊水地機能をより発揮できるようにして欲しい」「河川環境は悪化している。現在の河川利用のままではなく、ゼロにすべき。河川管理者の説明資料では、ダム単独の水位低減効果で比較していない」「大阪では節水に向けた一層の努力が必要。水余りについてもきちんと検討すべき。委員会が住民対話集会を開催すべき。河川管理者は原案の第2稿を出すのかどうか、次回委員会で明確にして欲しい」「今後も大阪市の水需要は増加しない。取水量減少の主な理由は節水機器の普及にあり、今後も人口減少・高齢化・水道料金値上げが予想される。将来の水需要増加を懸念する必要はない」「本日の委員会は、これまでの委員会の経過報告にとどまっており、審議になっていなかった。住民意見をどう反映していくのか、審議して欲しい」「委員は新しい河川整備を切り開いているという気概で臨んで欲しい。地域住民の意見を計画に反映させるのは、河川の恩恵と被害を受けるのが住民だからだ。天ヶ瀬ダム1500m³/s放流等について意見書を提出しているので審議して欲しい。府縣市町村は不要な水を押しつけられているという現状を理解した上で審議して頂きたい」「伊賀市は0.358m³/sを木津川から取水することを拒否しているが、伊賀市の水道政策を見直すよう市長への建白を企画し、市長との勉強会を行う。建白では①水道料金を値上げしない方向で水源を決めること ②非常時に連携補給できる危機管理体制の確保 ③連結決算評価によって赤字再建団体にならないよう、水道事業の健全化を目指すこと としている。関係者の誠意厚い対応を希望する」といった発言がなされた（例示）。

以上

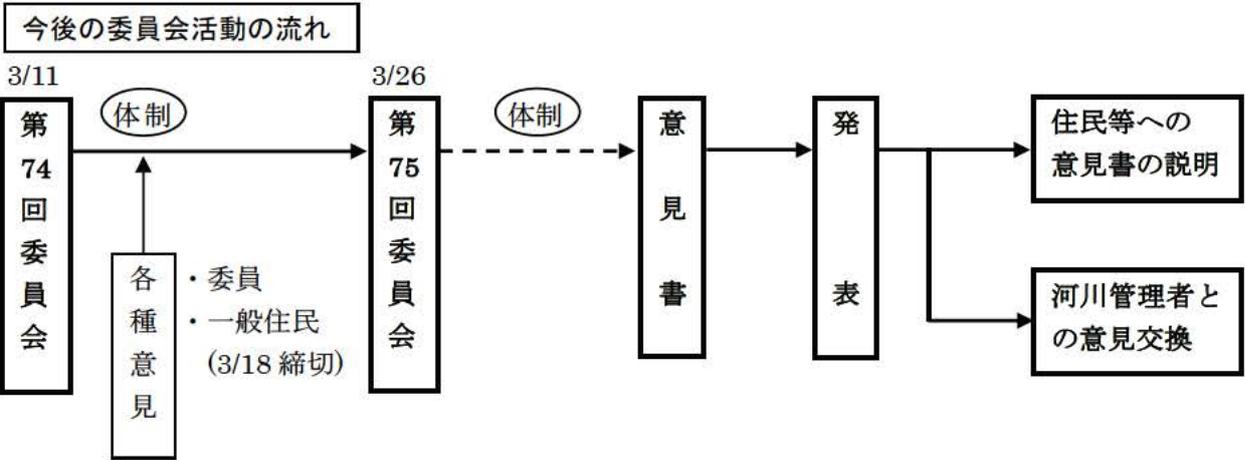
※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。
詳細な議事内容については、議事録をご参照下さい。

開催日時	2008年2月25日（月）10:00～11:10
場 所	メルパルク京都 4F 研修室1
参加者数	委員4名 河川管理者3名 一般傍聴者1名

1. 報告の概要：庶務より前回運営会議以降の経過報告がなされた。

2. 審議概要および決定事項
 次回委員会および今後の審議の進め方等について審議がなされた。決定事項と主な意見は以下の通り（例示）。

- ①今後の委員会の審議内容について**
- 第 74 回委員会の会議時間について
 第 74 回委員会(3/11)の会議時間を 4 時間から 3 時間(13:30～16:30)へ短縮することが決定した。
 ・原案への意見書（たたき台）は 1 日前に配付するため、事前に目を通してもらえることを前提とすれば、説明もポイントを絞って行うことが可能である。
- 河川整備計画原案への意見書（たたき台）に関する意見募集について
 原案への意見書（たたき台）に関する意見を、委員および一般から募集することが決定し、3月18日（火）までに庶務まで提出することとなった。
- 「たたき台」に関する委員および一般からの意見聴取後の進め方について
 ・「たたき台」は 3 役で作成するが、様々な意見を頂いた後の「たたき台」の修正については、委員会としてどのような体制で行うのか。
 →第 74 回委員会で諮る必要がある（委員長）。
 ・「たたき台」に関してどのような意見が出されるのか分からないが、それを受けて欠席した委員の意見もいただかなければならないため、「たたき台」を提示した次の委員会ですぐに意見書として決定するというのは止めたほうが良いのではないか。
 ・意見を戴く側としては、意見書の中身についての質問や確認を行いたい（河川管理者）。
 →中身を理解できずに受け取ることはできないのだから、河川管理者との意見交換はきちんと実施する。（委員長）。



- 運営会議の開催について
 第 75 回委員会（3/26）以降の委員会の進め方に関する審議のため、運営会議を下記の日程で行うことが決定した。
 ・第 94 回運営会議・・・3月14日（金）10:00～12:00

②その他

○関係行政機関から寄せられたご意見の取り扱いに関する報告
 第 73 回委員会事前会議において、関係行政機関から委員会へ寄せられた意見については「参考資料 2 関係行政機関からのご意見」として委員会にて配付することが決定したため、庶務より報告を行った。

（以上）

※運営会議の結果報告は、主な決定事項等の会議結果をお知らせするために庶務から発信させて頂くものです。